

くにたち  
国立作曲研究会と「音楽新体制」運動

——戦時下日本の作曲家にみる抵抗の諸相——

沖 川 伸 夫

- 一 戦時抵抗研究の現代的意義——はじめにかえて
- 二 「音楽新体制」運動の展開とその背景
- 三 『特高月報』にみる「音楽新体制」運動
- 四 日本音楽文化協会の役員人選と「体制内抵抗」
- 五 渋谷修と関原利江の「音楽新体制」運動批判
- 六 解散要請と抵抗のエートス——おわりにかえて

一 戦時抵抗研究の現代的意義——はじめにかえて

本稿で採り上げる「国立作曲研究会」は、東京高等音楽学院（現・国立音楽大学）作曲科を卒業した若手の作曲家たちによって、一九三三（昭和八）年ごろに誕生した。<sup>(1)</sup> 自作をもち寄って、相互に批評し合う卒業生の研究団体であっ

たこのグループは、三八年から私的な内輪だけの集まりを改め、楽壇にも成果を問う「公的な組織」として本格的な活動を始める<sup>(2)</sup>。二年後の一九四〇年、新体制運動に便乗した「音楽新体制」運動が起こると、日本の音楽諸団体はつぎつぎと自発的に解散した。そういったなかで、研究会は解散することなく、それまでと変わらぬ自律した組織形態を維持し、その後も、積極的な活動を展開した。

戦時下において、これまで通りの戦争宣伝と無関係な自由な創作を求める国立作曲研究会の継続的活動は、時局に逆行する「旧体制的態度」と非難される行為であり、「消極的抵抗」<sup>(3)</sup>の事例と分類しうる。ただし、研究会の評価は、「消極的抵抗」という表面的な意義だけに止まらない。継続的な活動へと突き動かした研究会メンバーの根っこにある精神は、今日的課題にに応じていくうえで、重要なエキスが詰まっていると考える。

そこで、本稿では、「音楽新体制」運動に対し、国立作曲研究会のメンバーがどのように考え、どう対応したのか、ということについて探ることにする。その際、運動を推進した側の考え方も視野に入れ、研究会のスタンスと比較してみたい。「音楽新体制」運動をめぐる表面化した音楽家の諸相のなかで、その後の継続的活動につながる研究会の特徴を捉えられればと考えている。

実は、筆者がこのテーマを採り上げるのは初めてではない。一五年前に、博士論文で扱ったことがある。だが、若輩の身でまとめたこの論文は、今からみるとクリアでなく、その後も新資料の発掘が進んでいる。一方で、この一五年の間に、時代状況が大きく変転した。それに伴い、学問、もつといえれば歴史学の置かれた状況も変質し、拙稿が対象とした「戦時抵抗」というテーマ自体、色あせてしまった感すらある。しかしながら、民主主義の危機が叫ばれる現状において、時流に棹をさすプロテストの精神が、これまでも増して問われているのではなからうか。戦時抵抗

の研究が現代的課題として重要度を帯びるなか、あらためて本稿で再考する「音楽新体制」運動をめぐる生じた日本の音楽家たちのさまざまなスタンスは、今に活きる指針であり、示唆に富むものといえる。

## 二 「音楽新体制」運動の展開とその背景

一九四〇年六月、近衛文麿が枢密院議長を辞任し、新体制運動に乗り出すことを表明した。ナチス・ドイツにならった強力な政治指導力を求める「新体制」というかけ声は、政治だけでなくあらゆる領域に及び、「ナチス・プーム」が巻き起こる。音楽界でも、新体制運動にあやかる動きが表面化した。「新文化体制」確立のため、国家目的の達成に総動員できる一元的な指導体制の実現を目指す、いわゆる「音楽新体制」運動が推し進められた。<sup>(5)</sup>

新体制運動に便乗した「音楽新体制」論が盛んに提唱されるようになったのは、四〇年八月ごろからである。<sup>(6)</sup>「音楽新体制」論では、音楽家一人ひとりが国家の直面する問題をはっきりと認識し、国策に即応しうる一元的団体の早期結成が目標とされる一方で、個人主義・自由主義といった結成を阻む「旧体制」の残滓の一扫が唱えられた。ここで批判の対象となったのは、音楽家の既成の諸団体とその役員である。つまり、相変わらず自由な活動を続ける諸団体は、時局に沿わない「旧体制的組織」であり、後者は「旧体制的人物」とレッテルを貼られ、単純化される。そのうえで、「旧体制的組織」の即時解散と、「旧体制的人物」の総退陣が強く求められた。<sup>(7)</sup>

具体的に、「音楽新体制」運動が、どのように展開したのであるか。この運動でいち早く動いたのは、山根銀二・園部三郎・野村光一といった当時三〇代から四〇代の音楽評論家であった。彼らは四〇年九月に「音楽評論家協議会」

を発足させ、同年一月には「音楽評論家団体結成準備会」を設立し、楽壇のトップを切って、評論家の統合のためにイニシアチブを発揮している。<sup>(8)</sup>その一方で、作曲家と演奏家の側では、若い世代で構成していた日本現代作曲家連盟が中心となって、積極的に動いた。こうして、大日本音楽協会の解散を皮切りに、既存の音楽諸団体はつきつきと解消する。その結果、同年一月二四日、日本現代作曲家連盟など約三〇の参加団体からなる「楽壇新体制促進同盟」が結成された。<sup>(9)</sup>楽壇新体制促進同盟の中心メンバーには、清瀬保二・諸井三郎・大木正夫・山本直忠など、「音楽新体制」運動をリードしてきた「新しい世代」の作曲家と演奏家が占めている。<sup>(10)</sup>

新体制運動と軌を一にして、「紀元二千六百年」にあたる一九四〇年には、奉祝行事が全国各地で盛んに催された。なかでも、音楽界では、中止された東京オリンピックに代わるイベントとして、「紀元二千六百年奉祝楽曲発表演奏会」が同年一二月に企画される。国を挙げての奉祝イベントのフィナーレを飾る発表演奏会に向けて、同年九月には、新交響楽団（現・NHK交響楽団）ほか五団体からなる「紀元二千六百年奉祝交響楽団」が特別に編成された。こうして当時、各団体がそれまで予定していた計画を放棄し、国家事業に一致協力して、「新体制」の奉祝交響楽団に参加している。それゆえ、この演奏会は「音楽新体制」運動と連動し、楽壇の合同気運に拍車をかける出来事であった。<sup>(11)</sup>

他方で、「音楽新体制」運動のバックには、有形無形のプレッシャーがあったことに留意する必要がある。作曲家の原太郎は『私の青春日記抄』のなかで、所属していた楽団「プロメテ」の解散の経緯を、次のように回想している。

ぼくは、「プロメテ」を解散しなければ「音楽文化協会」に入れないということはない、と主張した。ぼく自身はそんなものに入るつもりはもとからないけれど、君たちにしても「プロメテ」という会を持っているということが、なぜ「音楽文化協会」に入れてもらえない理由になるのか、そんな通達を受けたのか、とね。そう言うと、別にそういうことはない、というのだ。原・

山根という過去のある人間がいることもあつたらうが、解散するかどうかは「音楽文化協会」とぶつかった時、解散しなければ入れてやらないとか、音楽家としてメシを食わせてやらないぞといわれたあとで考えればいいのではないかと主張したわけだ。

その頃、「音楽文化協会」は、結成の準備会を何回かやっていたようだ。そこには陸軍の軍人が来ていたという話だ。そういう情報局とか陸海軍の軍人が、いろんな民間団体のところへ監視するために入りこんで来ていた。<sup>(12)</sup>……

こういった証言は、原に限ったことではない。実際に、明文化したルールが存在するわけではないが、「音楽新体制」運動により誕生した日本音楽文化協会に入らなければ、活動は続けられないとお互いに受け止められている。<sup>(13)</sup>その後、他のグループと同様に、楽団「プロメテ」も解散して、楽壇新体制促進同盟に合流した。軍人と官僚の威圧的な監視を背景に、「バスに乗り遅れるな」という焦燥感が音楽家たちの間にみなぎっていたと推測しうる。

### 三 『特高月報』にみる「音楽新体制」運動

『特高月報』のなかには、「音楽新体制」運動について報告した文書が残っている。この『特高月報』は、証言の域を超えて、音楽諸団体への監視が当時、実際に存在したことを裏づける資料といえる。

一九四〇年十一月二四日付の報告によると、楽壇新体制促進同盟の結成の経過を、特高は次のように把握している。

日本現代作曲家連盟にありては、委員長清瀬保二、委員大木正夫等中心となり、新体制に即応して広く楽壇人を結合せる強固

なる団体を結成し以て、大日本作曲家協会、日本演奏家連盟、新交響楽団等の諸団体と協議の結果此度「楽壇新体制促進同盟」結成の運びに至りたるを以て連盟を之に発展的解消すべく、本日東京市所在教育会館に於て臨時総会を開催し連盟を解散、楽壇新体制促進同盟への参加を決議せり。(東京)<sup>(14)</sup>

日本現代作曲家連盟が解散し、楽壇新体制促進同盟に参加する流れを、特高は注視していた。また、同じ日付の別の項では、こう伝えている。

日本現代作曲家連盟、日本演奏家連盟、大日本作曲家協会、新交響楽団、中央交響楽団等の諸団体代表者発起の下に、新体制に即応し将来全楽団<sup>(15)</sup>を打つて一丸とする新組織結成の推新母体として、「楽壇新体制促進同盟」を組織せり。同盟員中左翼運動経歴者多数あり、注意中。(東京)<sup>(15)</sup>

これらの記述から、「音楽新体制」運動をリードしていた日本現代作曲家連盟の動向に、特高が注目していたことが分かる。とりわけ、「左翼運動経歴者多数あり、注意中」というストレートな文言に表れているように、前述の原太郎のいう「過去のある人間」がマークされていた。

その後、楽壇新体制促進同盟は、一九四二年一月、情報局と協議会をもつた。<sup>(16)</sup> 同月二八日からは、音楽評論家団体結成準備会との懇談もスタートし、両団体から選ばれた七人による「連絡委員協議会」が、定款案の作成に当たる。<sup>(17)</sup> 出来上がった定款案は、「関係官庁連絡協議会」での審議に移され、同年六月に終了した。<sup>(18)</sup> こうして、地ならしを経たうえで、同年九月、楽壇新体制促進同盟と音楽評論家団体結成準備会がそれぞれ解散し、政府が助成金を出して、活動を後押しする一元的組織「日本音楽文化協会」が、産声を上げたのである。新組織の設立総会は九月一三日、発

会式は一月二十九日に、いずれも情報局講堂で開催された。<sup>(19)</sup>

#### 四 日本音楽文化協会の役員人選と「体制内抵抗」

日本音楽文化協会の設立総会では、情報局の川面隆三第五部長より、左記の役員人事が発表された。

理事長 辻莊一

理事 (評論部) 有坂愛彦・園部三郎・野村光一・山根銀二

(作曲部) 大木正夫・清瀬保二・中山晋平・諸井三郎

(演奏部) 井口基成・小森宗太郎・鈴木鎮一・山本直忠

(教育部) 井上武士・城多又兵衛・柴田知常・長坂好子

(国民部) 奥田良三・佐藤清吉・田中常彦・宮田東峰

監事 高野高太郎・萩原英一・弘田龍太郎<sup>(20)</sup>

会長・副会長は発会式で推戴、指名され、徳川義親が会長に、山田耕筰が副会長に決まった<sup>(21)</sup>。この役員の顔ぶれには、二つの特徴が見られる。一つは、協会の最も重要な会務を処理する理事会のメンバーに、「音楽新体制」運動を終始リードしてきた「新しい世代」の音楽家が多く選ばれたということである。もう一つは、楽壇を代表する山田耕

笹が副会長に指名されているが、定款で正副会長には理事会での公的発言権がなかったということで、この点も無視できない。<sup>(22)</sup> 結局のところ、運動を終始リードしてきた「新しい世代」の人たちが新団体の重要ポストに就き、「旧ボス」が最初からカヤの外のお飾りの地位に据えられていた。政府と緊密に連携する一元的組織の実現という、時局の要請があるにもかかわらず、今回の役員人選は、楽壇内の新旧世代の対立を浮かび上がらせていたのである。

しかも、理事に選ばれた「新しい世代」の音楽家たちのなかには、特高のマークする左翼運動の前歴者もあり、「旧世代」と根本的に異なる問題意識を抱いていた。例えば、協会の発足に向けて抱負を語った、次に挙げる新旧世代の役員の対照的なコメントが、このことを端的に示しているといえよう。

旧世代にあたる山田耕笹は、こう語っている。

いよいよ組織が出来たからこれから実践です、厚生音楽の奨励、国民音楽の樹立、大東亜共栄圏の音楽創造等これからの仕事は死物狂ひでやつても片づけきれぬほど沢山あります、国民の生活に眼を伸し新しい音楽の創造に挺身します。<sup>(23)</sup>

その一方で、園部三郎は座談会「日本音楽文化協会は如何にして生れたか」のなかで、次のように述べている。

……理事といふ役目は決して楽壇の諸氏の上に立つことでなくて、楽壇のために本当の下働きをする役目と考へてをります。さういふ意味で大いに楽壇の方々のために一身を賭して働きたいといふ希望と、もう一つはこれは私が本当の民間人として考へてゐることです、決してかういふ時勢だからと云つて官庁側に、所謂叩頭主義をやらぬで国民としての主張は飽く迄も率直に陳べたいといふことです、と同時に国民として純粹に音楽といふことを考へて、それに依つて理事としての職務を果したいといふことを考へてをります。これは私が此処で申上げるだけでなく理事の諸氏も勿論お考へと思ひますし、また情報局



自体も民間に無闇矢鱈な干渉するといふような考へでないといふことは、上田課長「上田俊次情報局第五部第三課長―引用者」も第一回の理事会で声明されてをります。<sup>(24)</sup>……

国策に即応し、「音楽報国」の実践を「死物狂ひ」で挺身すると、山田は語っている。それに対して、園部の関心は「楽壇のために」いかに働くかということと、「純粹に音楽といふことを考へて」国民としての主張を官庁側に注文するということに向けられている。監督官庁の出方も気にしながら、彼は「飽く迄も率直に陳べたい」と、是々非々の姿勢でのぞむ構えさえ示していた。園部はここで、自分だけでなく他の「理事の諸氏も勿論お考へと思ひます」と述べていることから、少なくとも「新世代」の理事の間では、こういった意識が共有されていたと考えられる。

また一方で、「情報局自体も民間に無闇矢鱈な干渉するといふような考へでない」という、上田課長の声明も引き合いに出していた。なぜ、園部はこの声明をもち出したのであろうか。逆にいえば、「理事としての職務」を果す際、情報局の干渉は彼にとって障害であり、幹部の認識に言及することで、あえて念押ししていたと想像しうる。そうすると、この部分は会員に向けたメッセージであると同時に、官庁側にクギを刺す意図が込められていたと考えられる。このように、園部の主眼は、情報局の干渉から音楽家をいかに守るかということに向けられていた。体制側にコミットすることで、監督官庁のコントロールをブロックするのが、自らの役目であると自覚していたのではなからうか。こうした音楽家のスタンスも、戦時抵抗の一種と理解することができる。いわゆる「体制内抵抗」ともいえる姿勢が、彼の言動には表れていた。

ただ、「旧ボス」の排除に当初成功したとはいえ、日本音楽文化協会を取り巻く状況は厳しかった。とりわけ、役員の内定が伝えられるにつれ、「新しい世代」への批判が噴出し、前途多難の船出であったといえる。

## 五 渋谷修と関原利江の「音楽新体制」運動批判

国立作曲研究会のメンバーは「音楽新体制」運動と日本音楽文化協会について、どのように考え、どう対応したのであろうか。当時の音楽雑誌を見ると、渋谷修の名前がたびたび載っている。とはいえ、メンバーのなかでは、渋谷の論稿と関原利江の日記しか現在見つかっておらず、手がかりとなる資料は少ない。結局のところ、判明しているのは二人の言動のみで、他のメンバーのスタンスは明らかでない。たしかに、渋谷と関原の考えは、必ずしも他のメンバーと完全に一致するとはいえない。しかし、先輩格の中心メンバーである彼らの意見は、研究会全体のスタンスに影響を与えていたことから、無視できない二人のコメントをここで検討してみたい。

「音楽新体制」運動の以前から、渋谷は関原・村山重任といった研究会の人たちと、日本現代作曲家連盟の作品発表会に参加していた。<sup>(25)</sup>その後、運動の進展に伴って、連盟は解散し、楽壇新体制促進同盟が結成されたが、引き続き、研究会のメンバーは同盟の会合に顔を出して、冷めた視線を送り続けていた。<sup>(26)</sup>

例えば、楽壇新体制促進同盟が結成された一九四〇年十一月、この月に発行された『音楽世界』の座談会「本年度の楽界の傾向と特質」に、渋谷は参加している。その席での次のようなやり取りが、掲載されていた。

渋谷 清水さん、新体制と云ふものは現在の様な生活情勢の中にあると思ふのです。その場合現在の新体制そのものに依存して、清水さんは国民音楽を提唱されるのですか、もしそうだとするならばその新体制といった問題に対しての見透しはどうかへるのですか。

清水 今の動きですか。

渋谷 今日の様な日常生活の動きから、将来がどういふ風になるか。

清水 今まででは一つに大同団結してゐた訳ぢやないから、いろいろな方面から新体制が起るのは当然で、ゆくゆくは各団体が方向を見究めれば、それは一緒になるだらうと思ふのです。

渋谷 ではその将来の見究めはどう云つたものであるとお考へですか。

清水 それは今私が申上げたことですね。

渋谷 といふと私には具体的には分らない。……(27)

この先、「音楽新体制」運動がどういふ方向に進むのであろうか。渋谷は率直な疑問を、「音楽新体制」論を積極的  
に提唱する作曲家の清水脩に投げかけていた。だが、清水からは、音楽諸団体の一元化という意義しか語られない。  
渋谷の聞きたかつたことは、「この運動が果して芸術音楽の発展につながるのか」という根本的な問いであつた。

一つの方向に向かつて、躊躇なく盛り上がる新体制運動に便乗することで、芸術家の自由な創作活動はどうなるの  
か。音楽家一人ひとりに振りかかつてくる今後の問題を、渋谷は危惧していた。その後、楽壇一元化が絶対視されて  
いくなかで、彼は「音楽新体制」運動への批判を真正面から論じるようになる。

一九四一年三月に発表した「音楽新体制運動と時代意識」のなかで、渋谷は次のように記している。

……今日どう云ふ条件内にわれわれが生きてゐるか云つた条件をマツサツしてあまりに音楽家として無責任な譲歩が過し  
て、完く日和見的な見解に落ち入つてゐる様である。あれはあれ、これはこれ、何んとかなるだらうが結論となされ依然とし  
て楽壇の不安の状態は煙の如くとらへ様のない道をたどつてゐる。この様な内容に図式的な精密なる組織をあてはめたとし  
てもたちまち大きな矛盾に撞着するだらう。……(28)

現状を無批判に受け入れ、事態にズルズルと妥協し、日和見的な態度から無責任な譲歩を続ける。しかも、一元化による悪影響について、自己の問題として何ら語られることがない。こうした同業者の姿勢に、渋谷は厳しい視線を向けていた。自由に内心を表現し、芸術音楽へと高めることを追究する音楽家にとって、いま求められているものは何か。それは「本質的なものをみきわめ」る「知性の深さ、広さ」であると、彼は訴えている。<sup>(29)</sup>

「音楽新体制運動と時代意識」から半年後に発表された「今日の音楽創造を求めて」は、脱稿日が四一年九月六日となっている。楽壇新体制促進同盟と音楽評論家団体結成準備会が解散し、いよいよ日本音楽文化協会の設立総会が開かれる直前の時期と重なっていた。ここで、渋谷の楽壇批判はボルテージを上げ、頂点に達している。

楽壇はまとまらないと云ふことを前提として今度の新体制促進同盟も種々捉へがたき困乱に当面したと思ふ。然しこの困乱をどの様なやり方で切り抜けて組織立てられたであらうか、主なる人々が全体の会員を置きざりにして音楽組織と云ふことを法文の作成と云ふことにいつか中心が置きかへられた様に思ふ。そこで作曲家が今日の楽壇に於て優位に置かれてゐるその人々がその様なことをしてあへて進ませたと云ふことに現れた。われわれがそれ以前（作曲部会）に於て音楽組織は、自己を自覚した人々により先ず一応の方針がたてられ、その実行に於て組織の不備欠陥を正し拡大され行くと云つた方法を述べたのである。われわれは、法文のもとに結成し、その運動が展開されるならば、一応堅実なものが出来上るはずの様であつて、実は見ぐるしき暗闘が介在する余地を作ることになると云ふことを指摘した、然るにそれは暗から暗へ消へたのである。<sup>(30)</sup>

「音楽新体制」運動のこれまでの経緯を振りかえりながら、渋谷は推進者たちの性急な進め方を問題視し、新組織の主導権争いに終始する運動の本質を突いていた。しかしながら、多くの音楽家は、相変わらず自らの問題として、関心をもとうとしない。現状に追隨する音楽家たちに対し、渋谷はいま一度、こう呼びかけていた。

その様な中に新たに日本音楽文化協会が生れる。それは先に述べた如き性格の中から進められたことからして、どんなものか、どんなことをするのかと云ふ一抹の杞憂が、誰の胸の中にも掩ひ隠せない事実としてあるのではなからうか。<sup>(31)</sup>

結局のところ、新体制運動に便乗して生まれた日本音楽文化協会も、旧世代から新世代に担い手が変わったただけで、一部の人たちが牛耳ってしまふボス化の問題を解消出来ないまま、旧態依然とした楽壇の体質を引き継いでいくことになるのではなからうか。日本音楽文化協会に対して、渋谷は最初から疑念を抱き、批判の眼差しを向けていた。

渋谷は「今日の音楽創造を求めて」の終わりに、左の文章で締めくくっている。

「真の音楽芸術に一生を賭してゐるならば、犬や豚の様に喰はせれば何んでも喰ふものではなからう。音楽を持つて生き様とする精神は、並べられた空壇に注ぎこめれば何んでも入る、さう云つた精神ではなからう。」と思ふのである。<sup>(32)</sup>

文化弾圧は進行して、あと三か月で日米開戦という時期に、渋谷は「芸術家」としての姿勢を、あらためて強く問うている。いかなる時代にあつても、「社会に対して真実を示し得る」<sup>(33)</sup>音楽家としての使命(ベルーフ)の欠如が、自己の存在意義を見失い、身を滅ぼすことにつながる。政治的に差しのべられた寛大な手に対して、彼は自らを律する禁欲姿勢・天職意識といった音楽家としての精神態度(エートス)をつかみ直し、批判の論拠に据えていた。

一方、「音楽新体制」運動への批判をエスカレートさせていく渋谷に対して、関原利江はこの運動をどのように捉えていたのであろうか。研究会の仲間とともに楽壇新体制促進同盟の会合に出席した彼女は、一九四一年一月一二日付の日記に、こう記している。

大木正夫などといふのは どうして

まあ、あんなに ばかばかしい事を

恥しくもなく 云へるのだらう。

あの人の音楽の通りだ、

作家といふものはなんといつても生活

する事が難しい、生活の反映が

必ず 現はれるといふ事を なにかしら

はつきり感じられる、<sup>34)</sup>

渋谷だけでなく、関原も「音楽新体制」運動に否定的な反応を示していた。運動を推進する作曲家に対して、ここで痛烈に批判している。渋谷と同じように、彼女も自らを律する禁欲姿勢・厳格さといった音楽家としての精神態度（エートス）を問題にし、日ごろの生活態度が自ずと作品に表れていると、手厳しい評価を加えていた。実は、研究会メンバーの佐々木栄治と関原は、こうした組織の一元化をめぐる問題に初めて直面したわけではなかった。これまでも、似たような事例を経験していたことに、目を向ける必要がある。

もともと、母校の東京高等音楽学院には、「同調会」という同窓会組織が存在した。その一方で、昭和九年本科卒業生の有志が「九音会」という研究団体を結成し、関原と佐々木は二つの団体に所属している。そうしたところ、同窓会組織の一元化という理由から、九音会に同調会への合流を求める声が上がった。統合を強いる要求に対して、関原は『音楽評論』一九三九年三月号に「背くもの、手紙」というエッセイを発表し、次のように猛反論している。

私達が九音会といふ一緒に卒業した人達の級会を持つた時も、同調会があるのになつてと云はれたことがありました。九音会なるものは非常に親しい級だつたので一日に一度くらいは逢ひたいなど、みんなで集り、その中にやはり折角こうして各自が勉強してゐるのだから一緒に音楽会を開きませうと音楽会を開く、たはいのない会なのです。それをただ十幾人かが一つに纏つただけでそれから出来る勢力が何かしら怖ろしく思ひ、表面い、事ですねと云ひ乍ら、さうは思はない態度が、その考へ方が私は本当にいやだと思ひます。結局それは自分達を傷つけ、自分達をつまらないものに価値づけるものではないのでせうか、——そんな、たはいのない勢力に自分達の力の匹敵しないことを感じるとしたらです。——

ちがひますか?<sup>(35)</sup>

九音会の活動に誇りをもっている彼女は、この会を解散させる気が毛頭なかつた。小さな研究グループといえども、自由な活動を奪う不合理な圧力に強く反発していた関原の姿勢からみて、「音楽新体制」への参加を呼びかける同業者の盲目的な言動には、違和感を抱かざるを得なかつたと思われる。

関原の日記を見ると、楽壇新体制促進同盟の会合には顔を出しているものの、他のグループが自発的に解散しても、国立作曲研究会の活動にピリオドを打つ話は出てこない。ただ、そうはいつても、同調を求める威圧的な風潮におおわれるなか、自らが少数派の異端であることがはつきりとしていくにつれ、孤立感や不安を感じていたと推測しうる。しかし、少数者となつても、作曲家としてのエートスに重きを置く研究会のメンバーとの交流が、彼女の精神的な支えであり、不合理な圧力に対して、仲間とともに研究会を続けていこうという意識が、まさっていたと考えられる。

## 六 解散要請と抵抗のエートス——おわりにかえて

楽壇新体制促進同盟の役員であった作曲家の清瀬保二は、「音楽新体制」運動に関するメモを残している。それによると、一九四一年九月二日の楽壇新体制促進同盟常任委員会で、次のような議題が話し合われていた。

常任委員会

九月二日 午後七時

於 村山スタヂオ

〔中略〕

一、本同盟

本同盟入会者ノ處置

〔国立作曲家協会〕（ハーブ協会）

研究会

団体デナク

解散シテ

個人トシテ

委員総会又ハ各部会開催ノ件

解散通知ヲ出スベキ団体名

設立準備委員会〔抹消—原著者〕<sup>(36)</sup>



この常任委員会において、解散することなく活動を続ける国立作曲研究会の扱いが、議題の一つに挙げられている。しかも、日本音楽文化協会の設立間際に、楽壇新体制促進同盟は研究会を解散させ、メンバー各人が個人として新団体に加わるよう求める方針を決めていた。たしかに、日本音楽文化協会が誕生すると、研究会のメンバーはほぼ全員、協会の会員となっている<sup>37</sup>。最終的に、どのような経緯で、国立作曲研究会の人たちが日本音楽文化協会に参加したのであろうか。その点については、明らかでない。ただ、研究会のメンバーは所属しつつも、協会の活動には積極的に係わりようとしなかった。その一方で、同業者たちの圧力でつぶされかけた研究会は存続し、これまで通りの活動を続けていく。こうした研究会の継続的活動は、時局に逆行し、自由主義的な姿勢を改めない「旧体制的態度」と糾弾される行為であった。だが、彼らは少数者を排除する非難も覚悟のうえで行動している。表面上、ささやかな研究グループではあったが、音楽家としての使命・エートスを根っこにもつ抵抗が、ここで繰り広げられていた。

そもそも、「音楽新体制」運動は、渋谷修が当時指摘していたように、日本の音楽家にとって、主体的な判断を問われる岐路であった。ただ、注意しないといけないのは、この運動は、単に楽壇だけの問題でなく、新体制運動を起点に、他の文化領域にも波及した共通の政治問題であったということである。つまり、「音楽新体制」運動は、音楽家が政治問題について主体的な判断を求められる場であった。

そうした「音楽新体制」運動をめぐって、音楽家たちはそれぞれどういった反応を示し、対応をとったのか。これまで見てきたように、もともと関心なく現状に追従する者、国策に即応しようと積極的に協力する者、あえて体制の側に入って主導権を握り、国家権力に対する防壁の存在になろうとする者、作曲家としてのエートスを問うことで、あくまでも運動と一線を画す者など、音楽家たちのさまざまな姿が浮かび上がってくる。したがって、協力と抵抗の

二元対立と、単純に捉えることは出来ず、ここでは、音楽家たちの諸相が見られた。

しかし、大事なことは、それぞれのスタンスが存在したなかで、どのスタンスが戦後日本の芸術音楽の早期再生につながったのか、また一方で、どのスタンスが反省を求められ、負の教訓として刻み込まれたか、ということである。政治問題に対する態度とその結果の解明が、あいまいにされてきたことで、その後も、同じような構図が繰り返され、現在に至っているといえよう。

- (1) 一九九六年六月一〇日魚住源次談話、同年九月二〇日陶野恭子談話による（文責在筆者）。
- (2) 『旬刊音楽新聞』第二〇三号、一九三八年一月下旬号、三頁参照。
- (3) 家永三郎『太平洋戦争』（岩波書店、一九六八年）二三五―二三九頁参照。
- (4) 近年の洋楽文化史研究の蓄積を受け、二〇一六年度歴史学研究会大会報告では、近代史部会において、音楽がテーマに採り上げられた。しかしながら、音楽家の「戦時抵抗」の視点が欠落しているためか、フロアから「反抗的音楽が存在したのか」との質問に、報告者はなぜか替え歌の機能と展開しか触れなかった（『近代史部会討論要旨』『歴史学研究』第九五〇号、二〇一六年、一一八頁）。戦時期には、プロレタリア文化運動の影響に限らず、ロマン・ロランのペートーヴェン論を通して、片山敏彦の抵抗姿勢に共感する作曲家も現れている。国立作曲研究会のメンバーも人的関係から、片山と近い位置に浮標を下していた。これらのことを考え合わせると、大正デモクラシーとファシズムの予定調和的な連続性を強調する研究では、「戦時抵抗」の実態が見失われ、ましてや、大正デモクラシーも底の浅い「あだ花」であったかのような評価に陥り、本来の意義までもこぼれ落ちてしまうことになるのではなからうか（金原左門「大正期の『開かれた社会』——大正期デモクラシーの無限の地下水』『静岡県近代史研究』第三十九号、二〇一四年、一八頁）。
- (5) 「音楽新体制」運動、いいかえれば日本音楽文化協会の設立過程に関する先行研究には、戸ノ下達也「戦時体制下の音楽界——日本音楽文化協会の設立まで」（赤澤史朗・北河賢三編『文化とファシズム——戦時期日本における文化の光茫』日本経済評論社、一九九三年）がある。また、協会設立後の活動については、戸ノ下達也「音楽による国民教化動員——演奏家協会、日本音楽文化協会の活動から」（『立命館大学人文科学研究紀要』第七三号、一九九九年）がある。

- (6) 特集「新体制と音楽」(『音楽世界』第一二巻第八・九号、一九四〇年) 参照。
- (7) 村松道彌「音楽新体制その前夜——まづ全音楽団体の総解散が必要」(『音楽倶楽部』第七巻第九号、一九四〇年) 五八～六三頁参照。
- (8) 「楽壇新体制の動き」(『音楽評論』第九巻第一〇号、一九四〇年) 五七頁参照。「音楽評論家団体結成準備会の成立」(『音楽評論』第九巻第二二号、一九四〇年) 七四～七五頁参照。
- (9) 「楽壇新体制促進同盟結成さる」(『音楽評論』第九巻第一二号、一九四〇年) 七五～七六頁参照。
- (10) 園部三郎「二十世紀日本文明史 8 音楽五十年」(時事通信社、一九五〇年) 一九八頁参照。
- (11) 中澤至夫「紀元二千六百年奉祝楽曲に就いて」(『音楽評論』第九巻第一〇号、一九四〇年) 六六頁参照。「紀元二千六百年奉祝楽曲発表演奏会」に関する先行研究として、小宮多美江「皇紀二千六百年と眠っていた楽譜」(『文化評論』第三二四号、一九八八年)、古川隆久「紀元二千六百年奉祝」と対外文化交流」(近代日本研究会編『年報近代日本研究12・近代日本と情報』山川出版社、一九九〇年) がある。
- (12) 原太郎「私の青春日記抄」(同時代社、一九八四年) 一一九～一二〇頁。
- (13) 秋山邦晴「日本の作曲界の半世紀 34」(『音楽芸術』第三四巻第一二二号、一九七六年) 五二～五三頁参照。
- (14) 「運動日誌 共産主義運動 プロ文化 十一月二四日付」(復刻、内務省警保局保安課「特高月報 昭和十五年十一月分」九五頁。
- (15) 「運動日誌 共産主義運動 プロ文化 十一月二四日付」(復刻、内務省警保局保安課「特高月報 昭和十五年十二月分」一一五頁。
- (16) 「楽壇新体制促進同盟の中間報告」(『音楽倶楽部』第八巻第二号、一九四一年) 一〇四～一〇八、二二二頁参照。
- (17) 座談会「日本音楽文化協会是如何にして生れたか」(『音楽評論』第一〇巻第一〇号、一九四一年) 一〇四～一〇九頁参照。
- (18) 前掲、座談会「日本音楽文化協会是如何にして生れたか」一〇九頁参照。関係官庁連絡協議会のメンバーは、情報局八人・内務省五人・文部省四人・厚生省四人・警視庁一人・大政翼賛会三人で構成されていた。
- (19) 「日本音楽文化協会々報」(『音楽文化新聞』第一号、一九四一年) 四頁参照。
- (20) 「音楽文化協会の役員決定」(『音楽評論』第一〇巻第一〇号、一九四一年) 一一三頁参照。
- (21) 「音楽文化新聞」第一号、一九四一年、七頁参照。

- (22) 堀内敬三「楽友近事」(『音楽之友』第二卷第九号、一九四二年)六一頁参照。
- (23) 「日本音楽文化協会いよいよ発足す」(『月刊楽譜』第三〇卷第一〇号、一九四二年)二七頁。
- (24) 前掲、座談会「日本音楽文化協会は如何にして生れたか」一一〇頁。
- (25) 「関原利江日記」(深井李々子氏所藏)一九三八年二月一九日付、一九三九年二月一五日付参照。
- (26) 「関原利江日記」一九四一年一月二日付、同一七日付参照。
- (27) 座談会「本年度楽界の傾向と特質」(『音楽世界』第一二卷第一一号、一九四〇年)一七頁。
- (28) 渋谷修「音楽新体制運動と時代意識」(『音楽世界』第一三卷第三号、一九四一年)六九頁。
- (29) 前掲、渋谷修「音楽新体制運動と時代意識」六八頁。
- (30) 渋谷修「今日の音楽創造を求めて」(『音楽世界』第一三卷第九号、一九四二年)二八〜二九頁。
- (31) 前掲、渋谷修「今日の音楽創造を求めて」二九頁。
- (32) 同右。
- (33) 前掲、渋谷修「今日の音楽創造を求めて」二六頁。
- (34) 「関原利江日記」一九四一年一月二日付。
- (35) 関原利江「背くもの、手紙」(『音楽評論』八卷三号、一九三九年)七一頁。
- (36) 「常任委員会(九月二日)」(『清瀬保二文庫・マイクログフィルム2』資料番号一九九七―二―三―二、明治学院大学図書館付属日本近代音楽館所藏)。
- (37) 「社団法人 日本音楽文化協会会員名簿(但シ大阪府及京都府支部会員ヲ除ク)」(一九四二年、国立音楽大学附属図書館所藏)一〜四頁参照。この名簿には、渋谷修・佐々木栄治・関原利江・村山重任・武本弘三・村上正治といった研究会メンバーの名前が記載されている。

(付記) 本稿の執筆にあたって、多くの当事者から聞きとり調査をさせていただきました。また、深井李々子氏ほか多くのご遺族をはじめ、国立音楽大学附属図書館・明治学院大学図書館付属日本近代音楽館のご協力をいただきました。

(本学法学部兼任講師)